

## 前橋工科大学附属図書館文献複写取扱要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、前橋工科大学附属図書館利用規則（平成9年前橋市規則第47号）第14条第1項の規定により、前橋工科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の複写施設を利用して行う、図書（前橋工科大学附属図書館規程（平成9年前橋工科大学訓令甲第30号）第4条に定める図書）の文献複写（以下「複写」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (複写の利用範囲)

第2条 館長は、次に掲げる場合に限り、複写の利用を許可することができる。

- (1) 前橋工科大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤講師を含む。）、旧教職員、本学の名誉教授、本学の学生（研究生・科目等履修生及び特別履修学生を含む。）及び卒業生が、学術研究及び学習上必要とする場合
- (2) 図書館及び学内関係機関が、図書の収集保存上必要とする場合
- (3) 国内各大学その他各種行政・研究機関等との相互協力による場合
- (4) その他館長が特別の事由があると認めた場合

### (複写の申込手続)

第3条 複写を依頼し、又はみずから複写しようとする者は、文献複写申込書を館長に提出し、その許可を得なければならない。

### (申込みの制限等)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、複写の申込みを制限し、又は拒絶することができる。

- (1) 図書館の複写処理能力を超える複写の申込みがあった場合
- (2) 破損の度合いが強い、又は複写のため損傷するおそれのある図書の複写申込みがあった場合
- (3) 複写の禁止が定められている場合
- (4) その他館長が特別の事由があると認めた場合

### (複写料金)

第5条 複写の申込みを許可された者は、別に定める複写料金を納めなければならない。

### (著作権に関する責任)

第6条 当該図書の複製物に関し、著作権上の問題が生じた場合は、すべて申込者はその責任を負うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。